

GLOBAL X

使用開始日 2024年1月29日

投資信託説明書(交付目論見書)

グローバルX 米国優先証券 ETF(隔月分配型)

追加型投信／海外／その他資産(優先証券)／ETF／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

■委託会社(ファンドの運用の指図等を行ないます。)

Global X Japan株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第3174号

■受託会社(ファンドの財産の保管、管理等を行ないます。)

三井住友信託銀行株式会社

■委託会社の照会先

ホームページ

<https://globalxetfs.co.jp/>

受付時間 営業日の午前9時から午後5時まで

03-5656-5274

■ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

■本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	その他資産(優先証券)	ETF	インデックス型	その他資産(上場投資信託証券(優先証券))	年6回(隔月)	北米	なし	その他(ICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Index(円換算ベース))

※商品分類・属性区分の定義について

くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ[<https://www.toushin.or.jp/>]をご参考下さい。

〈委託会社の情報〉

委 託 会 社 名 Global X Japan株式会社

設 立 年 月 日 2019年9月2日

資 本 金 25億円

運用する投資信託財産の
合 計 純 資 産 総 額 1965億35百万円

(2023年10月末現在)

- 本文書により行なう「グローバルX 米国優先証券 ETF(隔月分配型)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2023年12月28日に関東財務局長に提出しており、2024年1月13日にその届出の効力が生じています。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行なう場合に、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、事前に受益者の意向を確認する手続きを行ないます。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は、投資者の請求により販売会社から交付されます(請求を行なった場合には、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。)。



ファンドの目的

信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、ICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Indexを円換算した値の変動率に一致させることを目的とします。

ファンドの特色

1 信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を、ICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Indexを円換算した値の変動率に一致させることを目的として、米国籍の上場投資信託に投資します。

- 主として、Global X U.S. Preferred ETFの受益証券に投資します。
- Global X U.S. Preferred ETFの組入比率は、原則として高位を維持します。
- ICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Indexとの連動性を高めるため、株価指数先物取引等を利用する場合があります。
- 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- 安定した収益の確保および効率的な運用を行なうためのものとして定める次の目的により投資する場合を除き、法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引にかかる権利に対する投資として運用を行いません。
 - イ. 投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的
 - . 信託財産の資産または負債にかかる価格変動および金利変動により生じるリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による利益または損失の増加または減少の生じるおそれをいいます。）を減じる目的
 - ハ. 法人税法施行規則第27条の7第1項第6号に規定する先物外国為替取引により、信託財産の資産または負債について為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的

ICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Indexについて

- ICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Indexは、ICE Data Indices, LLCが開発した米ドル建ての優先証券および米国企業発行の米ドル建て転換優先証券により構成されるインデックスです。
- 米ドル建ての優先証券および米国企業発行の米ドル建て転換優先証券をユニバースとし、発行残高および売買代金等の要件を満たした流動性の高い銘柄が指標構成銘柄となります。
- 各銘柄は時価総額加重により構成比率が決定されます（ただし、1発行体あたり最大10%）。
- 原則として毎年3月、6月、9月、12月の最終営業日に指標構成銘柄および構成比率の見直しを行ないます。

※「ICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Index(円換算)」は、ICE Data Indices, LLCが算出する「ICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Index」の米ドル建ての値を元にGlobal X Japanが円換算したもので

※「ICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Index」を以下「対象指数」という場合があります。

ファンドの目的・特色

2

当ファンドは、通常の証券投資信託とは異なる仕組みを有しています。

● 受益権は、東京証券取引所に上場され、株式と同様に売買することができます。

- ・売買単位は、1口単位です。
- ・取引方法は、原則として株式と同様です。

● 追加設定は、現金により行ないます。

- ・追加設定は1万口以上1万口単位となります。

● 解約請求により換金を行なうことができます。

- ・受益権をもって株式と交換することはできません。
- ・換金は1万口以上1万口単位となります。

● 収益分配金は、名義登録受益者に対して支払われます。

- ・名義登録受益者とは、計算期間終了日において氏名または名称、住所および個人番号または法人番号(個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益の分配につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあっては、氏名または名称および住所)が受託会社に登録されている者をいいます。

3

収益の分配は、計算期間ごとに、信託財産について生じる配当、受取利息その他これらに類する収益の額の合計額から支払利子、運用管理費用(信託報酬)その他これらに類する費用の額の合計額を控除した額の全額について行ないます。決算日は毎年1、3、5、7、9、11月の各24日です。

(注)第1計算期間は、2024年3月24日までとします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- ・株式という資産全体の投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。



●基準価額の動きに関する留意点

当ファンドは、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率をICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Indexを円換算した値の変動率に一致させることを目的として運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- (a) 投資対象である上場投資信託証券の有価証券組入比率が指数構成銘柄と全く同一の比率とならない可能性があること
- (b) 当ファンドおよび投資対象である上場投資信託証券の運用管理費用(信託報酬)、売買委託手数料等の費用負担
- (c) 資金の流入入のタイミングと当ファンドが投資対象である上場投資信託証券を売買するタイミング、当該上場投資信託証券が組入証券を売買するタイミングの不一致
- (d) 株価指数先物取引と指数の動きの不一致(株価指数先物取引を利用した場合)
- (e) 投資対象である上場投資信託証券の配当金や権利処理等によって当ファンドの信託財産に現金が発生すること

●指標の著作権等について

出所ICE Data Indices, LLCは許可を得て使用されます。ICEはICE Data Indices, LLCまたはその関連会社のサービス/トレードマークであり、BofA®はBank of America Corporationおよびその関連会社(以下「BofA」)からライセンスを受けたBank of America Corporationの登録商標で、BofAの書面による事前承認がない限り使用することはできません。これらの商標は、ICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Index 4PM All Exchange Close(以下「インデックス」)と共に、Global X Japan株式会社による使用のためにライセンスされています。Global X U.S. Preferred Security ETF(以下「本商品」)に関連して、Global X Japan株式会社が使用するためのライセンスです。Global X Japan株式会社および本商品は、ICE Data Indices, LLC、その関連会社およびその第三者供給会社(以下「ICE Dataおよびその供給会社」)によって、スポンサー、保証、販売、宣伝されているものではありません。ICEデータおよびそのサプライヤーは、一般的な証券投資、特に本商品への投資の推奨性、またはインデックスが一般的な市場パフォーマンスを追跡する能力に関して、いかなる表明または保証も行いません。指標の過去のパフォーマンスは、将来の結果を示すものでも保証するものではありません。

ICEデータおよびそのサプライヤーは、インデックス、インデックスデータおよびそれらに含まれる、関連する、または派生する情報(「インデックスデータ」)を含む、特定の目的または使用に対する商品性または適合性の保証を含む、明示および/または暗示のいかなる保証および表明も放棄するものとします。ICEデータおよびそのサプライヤーは、インデックスおよびインデックスデータの妥当性、正確性、適時性または完全性に関して、いかなる損害または責任も負わないものとし、これらは「現状のまま」提供され、お客様の使用はお客様自身のリスクで行われるものとします。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金とは異なります。

〈主な変動要因〉

優先証券の価格変動(価格変動リスク・信用リスク)	<p>優先証券の価格は、金利、発行体の企業業績等を反映して変動します。一般に、金利の上昇、発行体の企業業績の悪化等は、優先証券の価格下落の要因となると考えられます。</p> <p>優先証券の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体の財政難、経営不安等が生じた場合、または生じることが予想される場合には、大きく下落します。また、債券などに比べ、一般に市場規模や取引量が小さく、流動性が低いことにより本来想定される投資価値とは乖離した価格水準で取引される場合もあるなど、価格の変動性が大きくなる傾向があります。優先証券固有のリスクとして、以下のようなものがあげられます。</p> <p>【劣後リスク(法的弁済順位が劣後するリスク)】</p> <p>一般的に、優先証券の法的弁済順位は、株式より高く、普通社債や劣後債等より低くなっています。したがって、発行体が倒産等となった場合、他の優先する債権が全額支払われない限り優先証券は元利金の支払いを受けることができません。</p> <p>また、優先証券は、一般的に普通社債や劣後債等と比較して格付けが低く、さらに格付けが低下する場合には、優先証券の価格が普通社債や劣後債等よりも大きく下落する場合があります。</p> <p>【繰上償還延期リスク】</p> <p>一般的に、優先証券には、繰上償還条項が付与されておりますが、繰上償還の実施は発行体が決定することとなっています。繰上償還日に償還されることを前提として取引されている証券は、市場環境等の要因によって予定された期日に繰上償還が実施されない場合、あるいは実施されないと見込まれる場合には、当該証券の価格が下落することがあります。</p> <p>【利払繰延リスク】</p> <p>優先証券には、利払繰延条項が付与されているものがあり、利息または配当の支払いが繰り延べまたは停止される可能性があります。</p> <p>組入証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p>
為替リスク	<p>外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することができます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。</p> <p>当ファンドにおいては、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため、基準価額は為替レートの変動の影響を直接受けます。</p>
カントリー・リスク	<p>投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。</p>
その他	<p>解約資金を手当てるため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。</p>

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 優先証券に関する規制や基準の変更等が優先証券市場に大きな影響を及ぼす可能性があります。

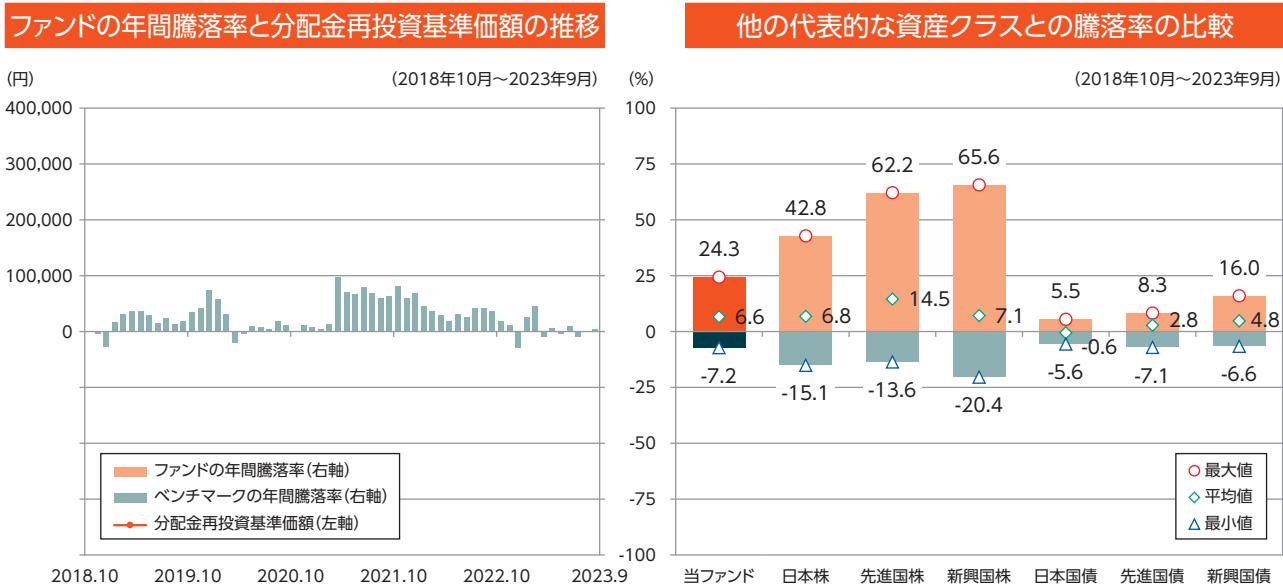
リスクの管理体制

- 委託会社では、取締役会が決定した運用リスク等管理規程に基づき、運用部門から独立した部署および会議体が直接的または間接的に運用部門へのモニタリング・監視を通し、運用リスクの管理を行ないます。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

投資リスク

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。

②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：Morningstar日本株式指数(税引前配当込み、円ベース)

先進国株：Morningstar先進国株式指数(除く日本、税引前配当込み、円ベース)

新興国株：Morningstar新興国株式指数(税引前配当込み、円ベース)

日本国債：Morningstar日本国債指数(税引前利子込み、円ベース)

先進国債：Morningstarグローバル国債指数(除く日本、税引前利子込み、円ベース)

新興国債：Morningstar新興国ソブリン債指数(税引前利子込み、円ベース)

※指標について

当ファンドは、Morningstar, Inc.、又はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc. が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、当ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。当ファンドとの関連においては、Global X Japan株式会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、MorningstarグループがGlobal X Japan株式会社又は当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、Global X Japan株式会社又は当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額及び設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与していません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、Global X Japan株式会社、当ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。



基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

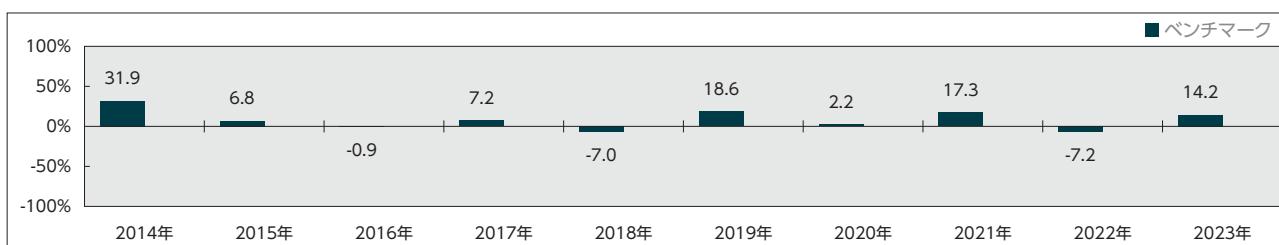
分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間收益率の推移



・上記は当ファンドのベンチマーク(ICE BofA Diversified Core U.S. Preferred Securities Index(円換算ベース))の騰落率です。

・2023年は9月29日までの騰落率を表しています。

・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	1万口以上1万口単位
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たり)
	購入方法	追加設定は現金により行ないます。
	購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。

換金時	換金単位	1万口以上1万口単位
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額(100口当たり)
	換金代金	換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

申込について	申込受付中止日	<購入申込みの受け付けの停止> ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、購入申込みを受付けることがあります。 1.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 2.ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日 3.前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき <換金申込みの受け付けの停止> ※次の1.または2.に該当する場合であっても、委託会社の判断により、換金申込みを受付けることがあります。 1.計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内(ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、当該計算期間終了日の5営業日前から起算して5営業日以内) 2.ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日 3.前1.および前2.のほか、委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障を来すおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき
	申込締切時間	午後4時まで(販売会社所定の事務手続きが完了したもの)
	購入の申込期間	2024年1月29日から2025年4月17日まで (終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限を設ける場合があります。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受け付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。 また、委託会社が必要と認めるときは、購入の申込みの受け付けの中止、取消しまたはその両方を行なうことができます。



その他	信託期間	無期限(2024年1月29日当初設定)
	繰上償還	<ul style="list-style-type: none"> ●受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、投資対象ETFが上場廃止となる場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めた当ファンドの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、信託を終了(償還)させます。 ●次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、繰上償還できます。 <ul style="list-style-type: none"> ・受益権の口数が5万口を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年1、3、5、7、9、11月の各24日 (注)第1計算期間は、2024年3月24日までとします。
	収益分配	年6回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。
	信託金の限度額	2,000億円
	公 告	電子公告の方法により行ない、ホームページ[https://globalxetfs.co.jp/]に掲載します。
	運用報告書	–
	課税関係	<p>課税上は上場証券投資信託等として取扱われます。 上場証券投資信託等は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用はありません。益金不算入制度の適用はありません。 ※2023年10月末現在のものであり、税法が改正された場合等には変更される場合があります。</p>

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用											
	料率等	費用の内容									
購入時手数料	販売会社が定めるものとします。	購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。									
信託財産留保額	ありません。	—									
換金時手数料	販売会社が定めるものとします。	受益権の換金に関する事務等の対価です。									
投資者が信託財産で間接的に負担する費用											
	料率等	費用の内容									
運用管理費用(信託報酬)	毎日、次のイ.の額に口.の額を加算して得た額 イ.信託財産の純資産総額に年率0.0275%(税抜0.025%)以内(提出日現在は、 年率0.0275%(税抜0.025%))を乗じて得た額 ロ.信託財産に属する有価証券の貸付けにかかる品貸料に55%(税抜50%)以内の率(提出日現在は、55%(税抜50%))を乗じて得た額	運用管理費用は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。									
委託会社	配分については、下記参照	ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書作成等の対価です。									
受託会社		運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。									
	<table border="1"><thead><tr><th>〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)</th><th>委託会社</th><th>受託会社</th></tr></thead><tbody><tr><td>イ.の額(税抜)*</td><td>年率0.01%</td><td>年率0.015%</td></tr><tr><td>ロ.の額(ロ.の総額に対する比率で表示しています。)</td><td>60%</td><td>40%</td></tr></tbody></table>	〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社	イ.の額(税抜)*	年率0.01%	年率0.015%	ロ.の額(ロ.の総額に対する比率で表示しています。)	60%	40%	
〈運用管理費用の配分〉(今後、変更されることがあります。)	委託会社	受託会社									
イ.の額(税抜)*	年率0.01%	年率0.015%									
ロ.の額(ロ.の総額に対する比率で表示しています。)	60%	40%									
投資対象とするETF	年率0.23%程度	投資対象ファンドにおける運用管理費用等です。									
実質的に負担する運用管理費用	年率0.2575%(税込)程度										
その他の費用・手数料	●有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、監査報酬等を信託財産でご負担いただきます。 ※売買委託手数料などの「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。 ●受益権の上場にかかる費用および対象指数の商標の使用料(商標使用料)ならびにこれらにかかる消費税等に相当する金額を、受益者の負担として信託財産から支払うことができます。 ※提出日現在、商標使用料は信託財産の純資産総額に、年率0.0005%以内を乗じて得た額となります。 ※提出日現在、上場にかかる費用は以下となります。 ・年間上場料:毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%(税抜0.0075%) ・追加上場料:追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.00825%(税抜0.0075%)										

※購入時手数料・換金時手数料について、くわしくは販売会社にお問い合わせ下さい。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

〈税金〉

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
売却時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 売却時の差益(譲渡益)に対して20.315%
解約時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 ^(注) 解約時の差益(譲渡益)に対して20.315%
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 ^(注) 収益分配金に対して20.315%

(注)所得税、復興特別所得税および地方税が課されます。

※NISA(少額投資非課税制度)をご利用の場合

NISA(少額投資非課税制度)は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は、2023年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。